

認定 NPO 法人

新発田市総合型地域スポーツクラブ

指導者派遣条件

1. 目的

誰もが運動・スポーツに親しむことができる環境を整備するため、地域や学校・PTA・企業が行う活動に指導者を紹介し、派遣する。当クラブのスタッフも派遣する。

2. 対象及び派遣先

- ① 新発田市内外の地域・職場・学校関係の団体・企業・行政機関及び関係団体等
- ② 施設・設備などが確保できていること
- ③ 営利活動・政治活動・宗教活動などを目的としないこと

3. 派遣費用

(1)指導料（1時間当たり）

- ① 運動指導・・・4,500円
- ② 運動指導補助者・・・3,000円
- ③ 講義（資料やスライドを用いた解説等）・・・9,000円
*派遣時間は10分ないし15分単位にて対応可能とする。

（例）講義20分、運動指導40分、合計60分の場合

9,000円×20/60=3,000円 4,500円×40/60=3,000円 合計6,000円

(2)交通費

- ・自宅から派遣先までの往復の最短距離にて計算
(km (1km未満切り捨て))×22円
- ・5km以上から支払い、上限は設けない。

(3)手数料

指導料(1)の25%

- ・派遣講師が確定した時点で発生する。
- ・とらい夢に登録した指導者に派遣内容に該当する指導者がいない場合は、関係機関と連携して新たな指導者を探すかどうかを依頼者に確認する。その際の派遣講師が確定した場合の手数料は、指導料(1)の50%とする。
- ・当クラブのスタッフを派遣する場合は発生しない。

4. 派遣確定と契約の成立について

- ①派遣講師を選定したら、依頼者に電話で派遣講師確定の確認をとる。
- ②依頼者に確定文書を、派遣講師には依頼文書を同時に発送する。
- ③依頼者は指定された期日（概ね2週間・10営業日以内）までに派遣費用を窓口または振込で支払う。これで契約の成立とする。ただし行政や企業等の団体については、請求書発行による翌月払い等も可とする。

5. 派遣講師への支払いについて

月末締め翌月20日口座振込とする。

6. リスク管理

(1)講師の都合による指導のキャンセル

①業務上の都合

講師の自己都合で指導が行えなくなった場合は、依頼を受けた講師が代行を立てることとする。代行が立てられない場合は、その講師が当初の手数料を負担（当クラブに支払う）する。この場合、当クラブが速やか

に別の講師を選定して依頼者に連絡する。

②止むを得ない事情

感染症罹患や急な不幸等によるキャンセルの場合は、その旨を依頼者に説明して別種目・別講師に変更してもらおう等の対処をお願いする。依頼者の了解が得られたら当クラブが速やかに別の講師を選定する。次の派遣講師が見つからない場合には、当クラブスタッフの派遣も検討して対処する。

(2)依頼者の都合による事業のキャンセル

派遣確定後に中止となる場合には、依頼者は以下のキャンセル料を支払う。手数料がクラブに対してのキャンセル料、指導料の一部が派遣講師に対してのキャンセル料となる。

10営業日より前での中止連絡の場合	手数料+指導料の30%
2~10営業日以内での中止連絡の場合	手数料+指導料の50%
開催日の前日が当クラブの営業日にあたるその日の中止連絡の場合	手数料+指導料の80%
開催日当日の中止決定及び無連絡中止の場合	手数料+指導料の100%

※上記中止対応について、災害、感染症の発生・流行等により判断する場合はこの限りではない。

(3)依頼者の都合による日程変更

- ①確定した派遣講師が日程変更後も派遣できるとは限らないことから、当初の日程をキャンセルする扱いとし、上記(2)の①から④までの対応をとる。ただし、災害、感染症の発生等により日程変更を余儀なくされる場合はこの限りではない。
- ②日程変更後の派遣費用は全て発生する。

(4)講師・クラブの過失の対応とその回避の対策について

- ①開催日の前々日または前日に講師に派遣確認の電話またはメールを入れる。派遣の確認がとれている旨の連絡も依頼者に入れる。メールでの連絡とする場合は既読確認の返信をお願いする。
- ②交通渋滞等による派遣講師の遅刻や不着に備え、依頼者と派遣講師との緊急連絡先の交換を仲介する。遅刻して指導時間が短くなった場合は、実際の指導時間により指導料を計算し、差額を依頼者に返金する。
- ③開催日が当クラブの休業日である場合には、不測の事態に備えて勤務者を配置する。
- ④上記の業務が遂行されるよう派遣の日程や講師名を勤務表に落とし込む。
- ⑤万が一、講師やクラブの過失により派遣がなされなかった場合は、依頼者が支払った派遣費用は全額返金する。講師に過失がある場合には、その事情により当初の手数料を派遣講師に請求する。

7. その他

- ・原則、とらい夢に登録した指導者を派遣する。
- ・指導者の保険はとらい夢の保険を適用する。
- ・派遣先で発生したトラブル・怪我・事故等の責任は、依頼者が負う。

この指導者派遣条件は令和2年3月の基準に基づきます。